

## 船舶事故調査報告書

令和3年6月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和2年8月2日 16時30分ごろ
発生場所	阪神港神戸第4区 須磨海づり公園塔灯から真方位329°90m付近 (概位 北緯34°38.1 東経135°06.2 )
事故の概要	水上オートバイフォーミラー は、神戸市立須磨海づり公園の釣台の下を東北東進中、同乗者が同釣台の下面に当たって負傷した。
事故調査の経過	令和2年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ フォーミラー 、0.1トン 250-56077兵庫、個人所有 2.71m(Lr)×1.07m×0.43m、FRP ガソリン機関、132.40kW、平成25年3月
乗組員等に関する情報	船長 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年9月28日 免許証交付日 平成31年4月12日 (令和6年9月27日まで有効) 同乗者 22歳
死傷者等	重傷 1人(同乗者)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約114cm (神戸)
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同乗者を乗せ、令和2年8月2日16時00分ごろ、遊走の目的で神戸市垂水区塩屋町南方沖の海域(以下「本件海域」という。)に向け、神戸市須磨区所在のヨットハーバー(以下「本件ヨットハーバー」という。)を出発した。(写真1参照)



写真1 本船

本船は神戸市須磨区所在の須磨海水浴場南方沖を西南西進中、船長が、同乗者に水上オートバイの操縦を体験させようと思い、同乗者を前部座席に座らせ、自らが後部座席に座った。

船長は、後部座席に座ったまま同乗者と交互に操縦することとし、同乗者が操縦する際は、同乗者がハンドルバーを持ち、船長が同乗者の救命胴衣及び座席後部のハンドグリップを持ち、船長が操縦する際は、船長が同乗者越しにハンドルバーを持ち、同乗者がハンドルバーの中央部を持ち、船長及び同乗者が交互に操縦しながら約20～30 km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で航行を続けた。

船長は、本件海域に向かうにあたり、神戸市須磨区一ノ谷町南東方沖の海上に設置されている神戸市立須磨海づり公園を迂回すれば遠回りになるので、須磨海づり公園の第一釣台（以下「本件釣台」という。）の下を通過することとし、本件釣台の手前でスロットルレバーを緩めて減速し、同乗者に頭を下げるよう伝え、自身も頭を下げ、16時20分ごろ低速で本件釣台の下を通過した。

本船は、本件釣台を通過後、船長及び同乗者が交互に操縦しながら本件海域に到着した後、16時25分ごろ本件ヨットハーバーに向けて帰航する目的で、反転して東北東進を開始した。

本船は、船長及び同乗者が交互に操縦しながら約20～30 km/hの速力で東北東進中、本件釣台の西方沖約10 mで減速され、船長及び同乗者が頭を下げて低速で本件釣台の下を東北東進していたところ、スロットルレバーが握られて突然加速され、船首部が浮上して16時30分ごろ同乗者の頭部が本件釣台の下面に当たった。

船長は、同乗者が頭部から出血して意識がなくなっていることに気付き、左手で同乗者の体を支えながら操船し、本件ヨットハーバーに戻った。

同乗者は、船長の友人が要請した救急車により病院に搬送され、気脳症、急性硬膜下血腫、左頭頂骨骨折、頭部打撲、頭頂部挫創、腰椎捻挫及び頸椎捻挫と診断された。

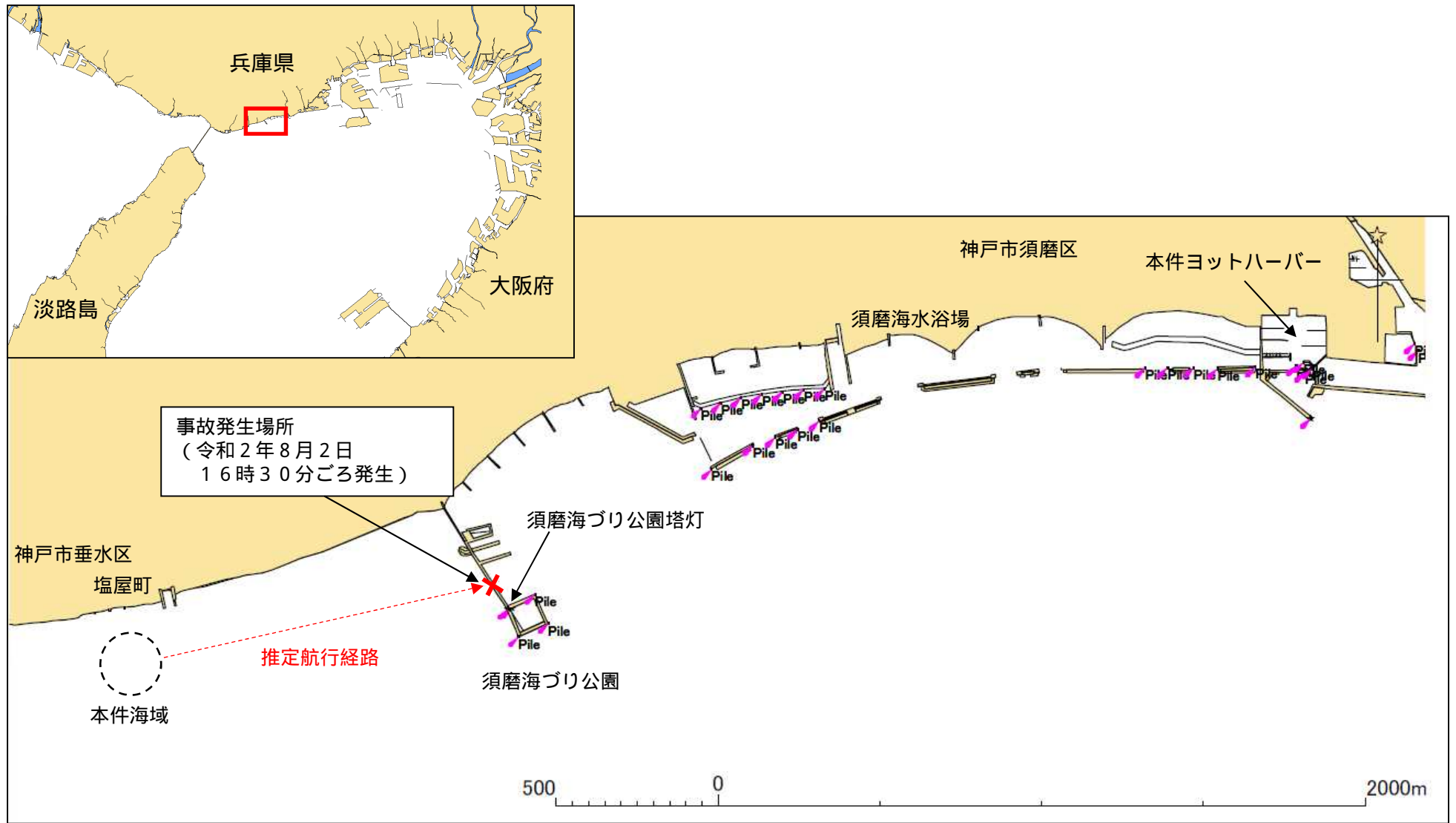
（付図1 事故発生経過概略図 参照）

<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長、同乗者及び本船に関する情報</p> <p>小型船舶の船長は、船舶職員及び小型船舶操縦者法及び同法施行規則により、特殊小型船舶（水上オートバイ）に乗船するときには、自ら操縦しなければならないことが定められている。</p> <p>本船と同型の水上オートバイの取扱説明書には「同乗者を操船者の前に絶対に乗せないでください。」との記載があったが、船長は本船を中古で購入した際、取扱説明書が付属しておらず、この情報を知らなかった。</p> <p>船長は、水上オートバイの操縦経験が約16年あり、無資格の知人及び友人を自身の前に乗せて支障なく操縦させた経験が約10回あったので、本事故時も同乗者を前に乗せて水上オートバイの操縦を体験させようと思った。</p> <p>同乗者は、特殊小型船舶操縦免許を受けておらず、本事故時、水上オートバイに同乗するのが初めてであった。</p> <p>船長は、本事故後、帰航中に本件釣台の下を航行した際、同乗者がハンドルバーを持っていたと記憶していた。</p> <p>同乗者は、帰航中、釣台に接近するまで自身と船長が交互に操縦していたので、本件釣台の下を航行した際、どちらがハンドルバーを持っていたのか本事故後に思い出すことができなかった。</p> <p>本事故発生当時、本件釣台に釣り客はおらず、また、周囲を航行している船舶はなく、本事故の目撃者はいなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、本事故当時、船体、機関及びその他の機器類に不具合又は故障がなかった。</p> <p>(2) 須磨海づり公園に関する情報</p> <p>須磨海づり公園は、昭和51年に神戸市が供用を開始した施設で、平成30年8月の台風により通路等が破損して営業停止中であり、本事故当時、釣り客はいなかった。</p> <p>神戸市立海づり公園条例、同条例施行規則及び管理者である神戸市によれば、本件釣台の下の航行は禁止されていない。</p> <p>本件釣台は、長さが約240m、幅が約4m、釣台下方の各支柱間の幅が約20mであり、本事故当時、海面から本件釣台下端までは約1.6m、船長及び同乗者が座席に腰を掛け、頭を下げた状態で頭頂部から本件釣台下端までは約0.3mであった。</p> <p>船長は、ふだんから本件釣台の下を何度も通過しており、また、往航時も問題なく通過できたので、本事故時も安全に通過できると思っていた。</p> <p>(写真2 須磨海づり公園、写真3 本件釣台、写真4 本件釣台(拡大) 参照)</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、須磨海づり公園付近において、船長が後部座席に座り、無資格の同乗者を前部座席に座らせた状態で、本件ヨットハーバーに向け東北東進中、本件釣台の下を通過しようとした際、スロットルレバーが握られて突然加速されたことから、船首部が浮上して前部座席に座っていた同乗者の頭部が本件釣台の下面に当たり、同乗者が負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、無資格の知人及び友人を自身の前に乗せて支障なく操縦させた経験があったことから、同乗者に水上オートバイの操縦を体験させようと思い、自らが後部座席に座り、無資格の同乗者を前部座席に座らせた状態で航行したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから本件釣台の下を何度も通過しており、また、往航時も問題なく航行できたことから、本事故時も本件釣台の下を通過しようとしたものと考えられる。</p> <p>本船は、スロットルレバーが握られて突然加速されたことから、船首部が浮上したものと考えられるが、船長または同乗者のどちらがスロットルレバーを握ったかを明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、同乗者が特殊小型船舶操縦免許を受けていなかったことから、本船を操縦させてはならず、自らが操船しなければならなかった。</p> <p>本船と同型の水上オートバイの取扱説明書には「同乗者を操船者の前に絶対に乗せないでください。」との記載があったが、船長は本船を中古で購入した際、取扱説明書が付属していなかったことから、この情報を知らなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、須磨海づり公園付近において、船長が後部座席に座り、無資格の同乗者を前部座席に座らせた状態で、本船が、本件ヨットハーバーに向け東北東進中、本件釣台の下を通過しようとした際、スロットルレバーが握られて突然加速されたため、船首部が浮上して前部座席に座っていた同乗者の頭部が本件釣台の下面に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海面からの高さに余裕がない施設の下方を水上オートバイで航行する際は、十分に減速し、通過を終えるまで加速しないこと。</li> <li>・水上オートバイの船長は、同乗者を自身の前に乗せないこと。</li> <li>・水上オートバイの船長は、特殊小型船舶操縦免許を受けていない同乗者に水上オートバイを操縦させないこと。</li> <li>・水上オートバイの所有者は、中古で購入した水上オートバイに取</li> </ul>

	扱説明書が付属していない場合、製造者から取扱説明書入手して内容を十分理解しておくこと。
--	---

付図1 事故発生経過概略図



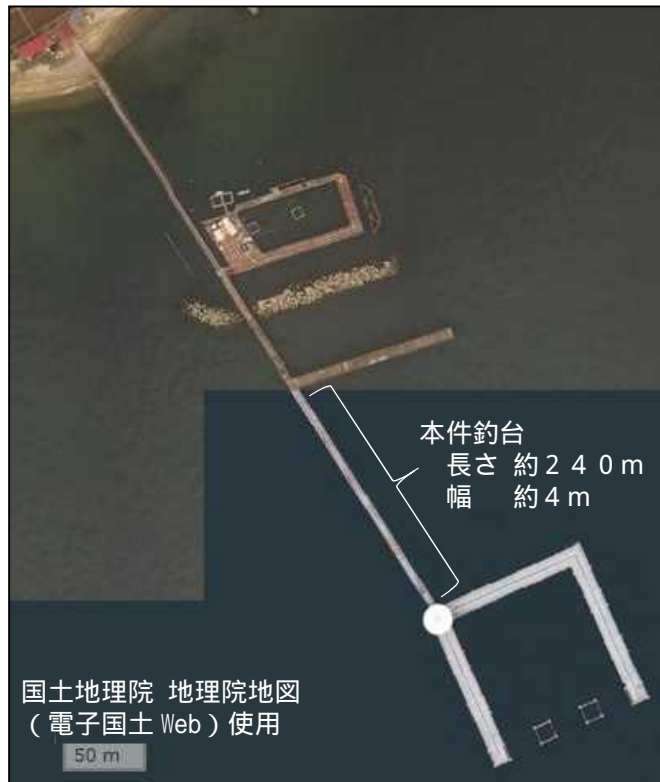


写真 2 須磨海づり公園



写真 3 本件釣台



写真 4 本件釣台 (拡大)